

日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例、施行規則 の改正について

1. 概要

- ・ 資料 2-2 のとおり。
- ・ 厚生労働省老健局長より、令和 6 年 4 月 1 日に示された「介護保険法施行規則（中略）の一部を改正する省令」を踏まえ、日野市における条例等を改正するもの。

2. 改正省令の概要

- 改正 1) 現行の当該職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能とする。
- 改正 2) 改正 1 に関わらず、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンター区域の第一号被保険者の数を合算し、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、3 職種の常勤職員を当該複数のセンターに配置することにより、3 職種の配置基準を満たすものとする。この場合においては、3 職種のうちいずれか 2 以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
- 改正 3) 本省令改正に伴う条例改正について、1 年の猶予期間を設ける。
- 改正 4) その他所要の改正を行う。

3. 条例の改正について

- ・ 資料 2-3 のとおり。
- ・ 令和 6 年度 12 月議会にて議決を得たうえで、令和 6 年 12 月 24 日付けで条例公布。
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

4. 施行規則の改正について

- ・ 現在、令和 7 年 4 月 1 日施行に向けて事務手続き行っているところ。